

フォローアップ・アンケート調査結果について

1. アンケート調査の趣旨

これまで本事業の認知度の把握や本事業の成果物の用途、本事業の有用性等に関して、アンケート調査を行ってきた。

しかし、広く定性的な回答を求める都合上、個別の事業者に対する定量的な本事業の効果に関するデータは得られていない。また、各技術分野の実証機関においても、実証済技術の実証後の動向に関して十分に把握できていない。

以上より、本年度のアンケート調査においては、本事業の実証の定量的な効果を把握することを重点調査項目として設定する。調査対象は、実証による効果がある程度見込まれると考えられる、実証試験から3年以上経過した実証申請者(平成20～24年度実証申請者)に対して調査を行うものとする。

結果については、主に以下の5つの用途に活用する。

＜調査結果の活用用途＞

- ①本事業の効果の把握
- ②実証済技術の社会実装に向けた本事業の貢献と課題の検証
- ③環境技術の社会実装に向けた支援等のニーズ把握
- ④環境省環境技術実証事業ウェブサイトでの実証の効果の発信
- ⑤実証事業を効果的にするためのスキームの検討

アンケート調査の活用等のフローを図1に示す。

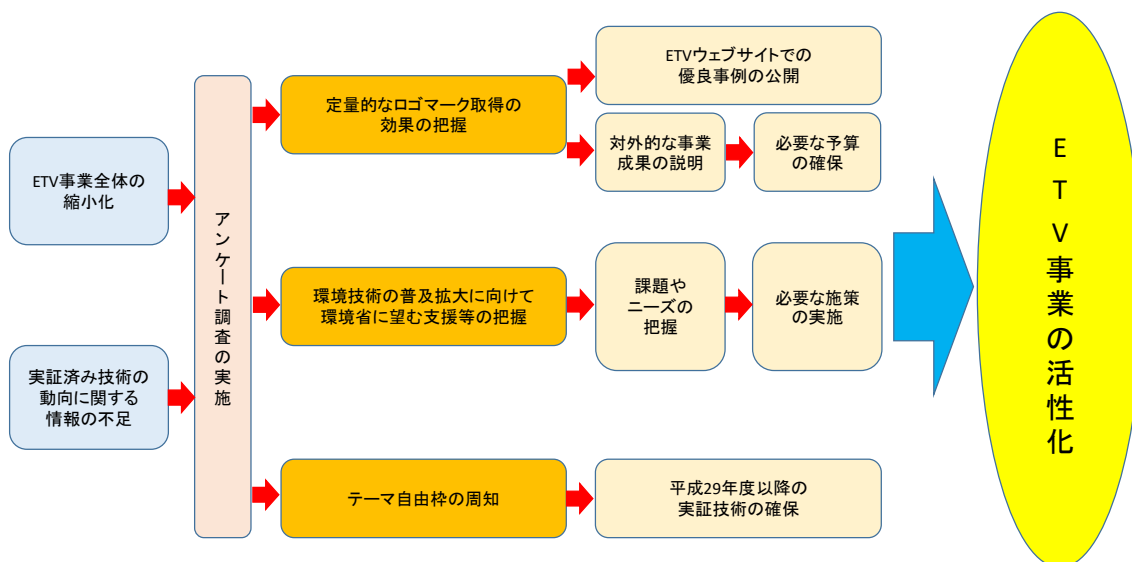


図1 アンケート調査結果の活用等のフロー

2. アンケート調査の実施方法

(1) アンケート調査の対象

アンケート対象とした既実証者とし、実証から3年以上経過した実証申請者である、平成20～24年度実証申請者120社を対象とした（うち複数技術分野申請者：1社）。

表1 アンケート調査対象

分野名	調査件数
自然地域トイレし尿処理技術分野	6件
有機性排水処理技術分野	5件
湖沼等水質浄化技術分野	5件
閉鎖性海域における水環境改善技術分野	11件
ヒートアイランド対策技術分野	
建築物外皮による空調負荷低減等技術	74件
地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム	10件
地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）	5件
VOC等簡易測定技術分野	5件
計	121件

(2) 調査期間

平成28年5月16日（月）～5月27日（金）に実施した。

(3) 調査方法

調査協力依頼をメールで行うとともに、返信用封筒を同封の上、アンケート調査票を郵送した。要望に応じて、電子ファイルを送付し、メール添付での回答も受け付けた。

(4) アンケート調査内容

アンケート調査内容を以下に示す。

- 問1 基本情報（業種、技術分野、資本金規模、従業員規模、回答者職種）
- 問2 ETV事業への応募の目的
- 問3 実証を行ったことによる定量的な効果（実証前後での製品への問合せ件数及び売り上げ金額、新たな顧客獲得の有無）
- 問4 実証を行ったことによる定性的な効果
- 問5 実証済技術の導入事例のETVウェブサイトでの公表の可能性
- 問6 自社で工夫している、実証ロゴマークの活用事例及びスキームへの組み込み等の例
- 問7 テーマ自由枠への申請可能性
- 問8 環境省に望む支援等（例示：●●の公共調達での利用）

(5) 回収率等

送付数115件（実証申請者120社中、宛先が有効な会社。）のうち、回収数48件。回収率は、41.7%であった。

3. アンケート調査結果と目的の達成状況

アンケート調査結果（抜粋）と1. の5つの調査結果の活用用途との対応を以下に示す。

（1）本事業の効果の把握及び実証済技術の社会実装に向けた本事業の貢献と課題の検証（問2～4関係）

約9割以上の既実証者が、「実証試験結果の提示による信頼性の向上」を求めて実証事業に応募との回答であった。一方で、「海外への実証技術の情報発信」は1割未満（7%）であった。

また、実証を行ったことによる効果として、約7割の回答者が、「公的機関の関与により、自社や保有技術の信頼性の向上につながった」と回答し、「自社や保有技術・製品のPR・拡販につながった」との回答も半数以上あった。

さらに、半数以上の既実証者が、「問い合わせ件数が増えた」、そして、半数以上の既実証者が、「実証前よりも、実証後の売上げが高い」と回答した（実証の効果を含む、実証前後の比較として）。

売上げの伸び率は、1.2～2倍程度、との回答が多く、オリンピック需要に乗り売上げ金額が15倍になったという既実証者があった。また、半数弱の既実証者が「新規顧客の獲得が得られた」と回答した。大企業からの受注が増えたとの回答も複数あった。

以上より、実証による一定の効果は見られ、社会実装にも貢献していると考えられる一方、実証による効果は薄いと見られる回答もあるので、実証によるインセンティブ等も含めて検討していく必要がある。その一つとして、環境技術の社会実装に向けた支援等のニーズに対する対応方策（案）を（2）で後述する。

また、現状、海外への実証技術の情報発信を目的に実証申請を行っている事業者は少ないことから、ISO14034 活用による海外への情報発信のニーズを持つ事業者を取り込んでいくことも必要と考えられる。

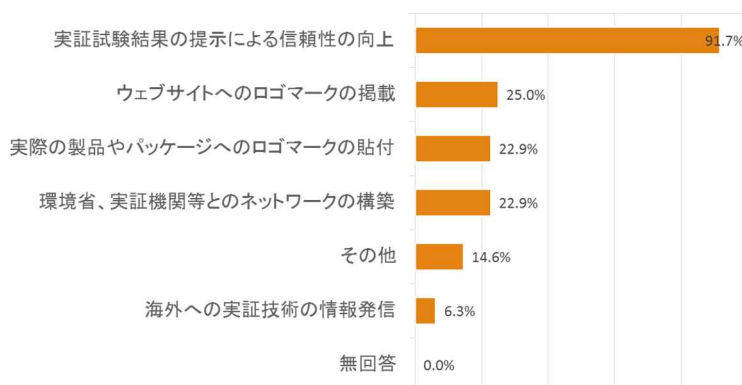


図2 ETV 事業への応募の目的に関する回答

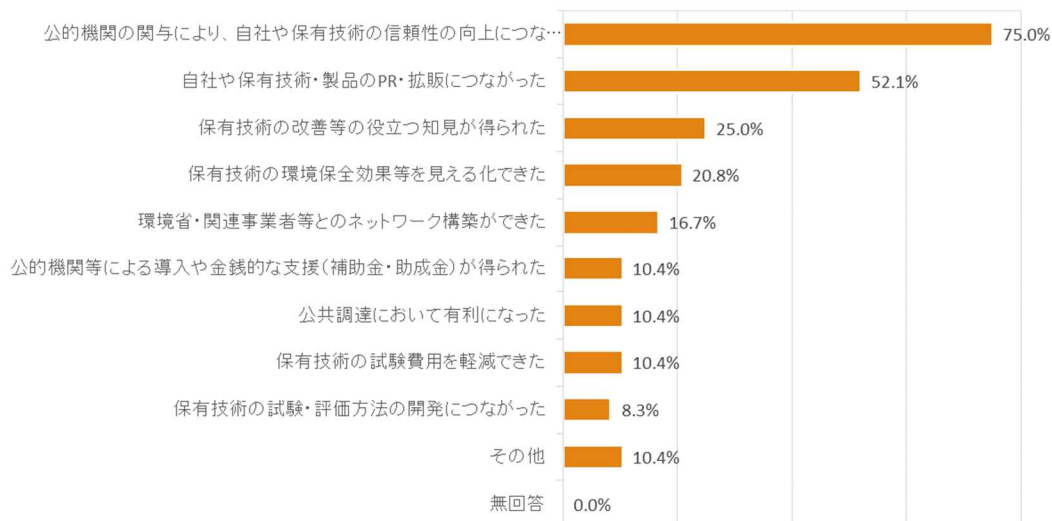


図3 実証を行ったことによる効果に関する回答

表2 実証前後での製品売り上げへの変化に関する回答
(実証の効果を含む実証前後の比較として)

技術分野	増えた	変化なし	不明
建築物外皮による空調負荷軽減等技術	10	6	5
地中熱等利用のヒートポンプ空調システム	3	2	2
照明用エネルギー低減技術	3	0	0
閉鎖性海域における水環境改善技術分野	3	3	0
自然地域トイレし尿処理技術分野	2	2	0
有機性排水処理技術分野	2	2	0
湖沼等水質浄化技術分野	0	3	0
VOC等簡易測定技術分野	1	0	0
合計	24	18	7

表3 実証前後での問い合わせ件数の変化に関する回答
(実証の効果を含む実証前後の比較として)

技術分野	増えた	変化なし	不明
建築物外皮による空調負荷軽減等技術	10	7	4
地中熱等利用のヒートポンプ空調システム	3	2	2
照明用エネルギー低減技術	2	1	0
閉鎖性海域における水環境改善技術分野	3	3	0
自然地域トイレし尿処理技術分野	2	2	0
有機性排水処理技術分野	3	1	0
湖沼等水質浄化技術分野	1	2	0
VOC等簡易測定技術分野	1	0	0
合計	25	18	6

表4 実証前後での新規顧客獲得の変化に関する回答
 (実証の効果を含む実証前後の比較として)

技術分野	増えた	変化なし	不明
建築物外皮による空調負荷軽減等技術	10	4	7
地中熱等利用のヒートポンプ空調システム	3	3	1
照明用エネルギー低減技術	2	1	0
閉鎖性海域における水環境改善技術分野	4	2	0
自然地域トイレし尿処理技術分野	2	2	0
有機性排水処理技術分野	2	1	1
湖沼等水質浄化技術分野	0	1	2
VOC等簡易測定技術分野	0	1	0
合計	23	15	11

(2) 環境技術の社会実装に向けた支援等のニーズ把握 (問8関係)

環境技術の普及拡大に向けて、環境省に望む支援等に関して、様々な回答が得られている。得られた主な回答とそれに対する対応方針(案)を表5に示す。

表5 環境省に望む支援等に関する主な回答内容と対応方針(案)

区分	主な回答内容	対応方針(案)
導入補助	環境改善工事やオリンピック村の食堂等の公共調達の要件にETV事業を利用してほしい。 ETV事業を公共物件に採用する等のPRがあれば認知しやすい。	実証済技術＝高性能な技術というわけではないので、実証済技術全てを補助金対象にするのは難しい。なお、事業の効果的な周知手法については、引き続き検討していく。
	実証済技術を導入する際には補助金等が受けられるようにしてほしい。	
	実証済技術をグリーン購入制度に組み入れてほしい。	環境技術実証自体、基準を定めてその品質以上であると認定するものではないので、困難である。
	ETV事業で実証を行うことで補助金申請時の負担削減に繋がるようにしてほしい。	補助金ではないが、環境省L2-Tech認証制度では、申請書類として性能試験結果報告書をETV事業の報告書でも可としている。補助金については、申請書類として事業報告書で代用できるものがないか検討していく。
ETVの積極的利用	環境技術関連の法令公布の例に、対応可能な技術として実証済技術をパンフレット等に入れてほしい。	意見として承る。
	ETVの認知度が低いので、環境省が利用者と環境技術開発者とのマッチングや紹介を積極的に行ってほしい。	実証運営機関でエコプロへの実証申請者と共同出展やシンポジウムの開催を予定しており、一般の方へのPRや環境技術利用者とのマッチングは行っている。より効果的な展示会等がないかについては引き続き検討していく。
	瀬戸内海環境保全計画の数値目標に環境技術の使用数を掲げてほしい。	意見として承る。
制度改善	申請者名の変更を可能にしてほしい。(実証当時は代理店を使って申請していた。)	どのような場合を変更対象とし、どのような手続きを経る必要があるのかについて検討する。ただ、試験結果報告書は実証当時の記録の意味合いもあるので、試験結果報告書自体の変更以外に環境省HP上で注釈を入れるといったことも含めて検討する。
	性能に変化のない型番変更についてはロゴマークの使用を認めてほしい。	事業実施要領には、性能に影響の無い変更についてロゴマークを使用可否は言及しておらず、「ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省と協議することとする。」という記載がある。基本的に、型番が異なる場合、

区分	主な回答内容	対応方針（案）
		ロゴマークを使用するには性能に違いがないことを証明する必要があると考えられるが、それをどの程度まで認めるのか（環境省に証明書を提出して承認を得る、ロゴマークを使用する際に但し書きをする等）については検討する。
その他	ETV ウェブサイト上の実証試験結果に関するアクセス件数が知りたい。	現状 ETV ウェブサイトにはアクセス解析機能はなく、アクセス件数としては不明である。アクセス解析または単にアクセスカウンターを導入することについて実現可能性を検討する。
	環境省事業においても、藻場再生・維持等の事業を実施してほしい。	意見として承る。
	よい技術にだけ ETV マークを認可すればよい。	良し悪しも含めて、実証試験結果を公表することで事業者が試験結果も見てもらい技術の普及を促進していく制度であるため、現状試験結果によってロゴマークの交付可否を決めることはできない。

（３）環境省環境技術実証事業ウェブサイトでの実証の効果の発信（問５関係）

ウェブサイトへの導入事例の公表に協力可能との回答は 15 件あった。得られた導入事例に関しては、実証による効果を PR することを目的として環境技術実証事業ウェブサイトにおいて公表することとする。具体的なウェブサイトでの公表内容等については、資料 6-2 に示す。

（４）実証事業を効果的にするためのスキームの検討（問６関係）

ロゴマークの有用な活用方法として、カタログ、パンフレット掲載が有効であったとの回答が半数以上を占めた。HP 掲載での活用が有効であったとの回答は 2 割以下と少なかった。

今後、よりロゴマークを広め認知度を向上させることで ETV 事業を普及させていくために、現状カタログ、パンフレットにロゴマークを掲載していない事業者に対して、掲載を促していくことが有効と考えられ、ロゴマークの使用状況の確認の際に、使用打診を行うことも含めて検討する。

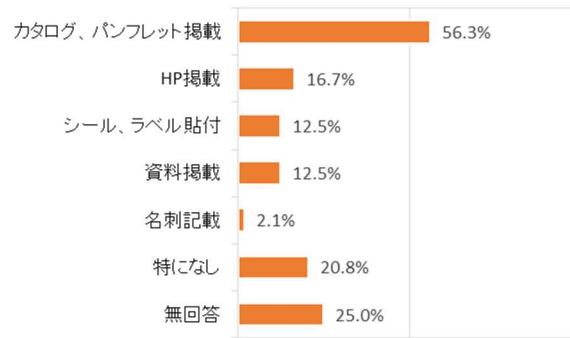


図4 ロゴマークの活用において特に有効だった方法